

千葉県報

号外
令和5年7月28日

本庁
出先機関

主要目次

- 人事委員会規則
人事委員会の権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則
訓令
- 千葉県職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令
企業局訓令
- 千葉県企業局職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令

人事委員会規則

人事委員会の権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年七月二十八日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

千葉県人事委員会規則第十六号

人事委員会の権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

人事委員会の権限の一部を委任する規則（昭和三十五年千葉県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第一号中チをリとし、ホからトまでをへからチまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ 第十条第一項第二号及び第四号の規定による職のうち、かつて職員であつた者をもつて補充しようとする職（結婚、出産、育児、介護その他人事委員会が定める理由により退職した者をもつて補充しようとする職に限り、警察官である職員の職を除く。）で、その者がかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認めるものへの採用に関する選考

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓

令

千葉県職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年七月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第十号

千葉県職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令
千葉県職員人事事務取扱規程（昭和五十三年千葉県訓令第十八号の二）の一部を次のように改正する。

第四条第一号へ中「身元申告書」を「誓約書」に改める。

別記第三号様式を次のように改める。

第川卍様式（第回第第一第）

誓約書

年月日

千葉県知事 様

氏名（自署）

私は、次の地方公務員法第16条各号に掲げる者等に該当しないことを誓約します。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

附則

この訓令は、令和五年八月一日から施行する。

企業局訓令

千葉県企業局職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和五年七月二十八日

千葉県企業局訓令第三号

千葉県企業局長 吉野 美砂子

本局
出先機関

千葉県企業局職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令

千葉県企業局職員人事事務取扱規程(昭和四十七年千葉県水道局訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号ロ中「身元申告書」を「誓約書」に改める。

別記第二号様式を次のように改める。

第二号様式(第四条第一号ロ)

誓 約 書

年 月 日

千葉県企業局長 様

氏名(自署)

私は、次の地方公務員法第16条各号に掲げる者等に該当しないことを誓約します。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 5 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

附 則

この訓令は、令和五年八月一日から施行する。

購読料 本号 一部 六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八